

香川県船員チャレンジ雇用促進助成金の概要

令和 8 年 8 月 18 日

1 事業の目的

45 歳以上の船員未経験者の船員雇用を促進し、離島航路の確保及び輸送サービスの充実等を図るため、予算の範囲内において助成金を交付するもの

2 助成対象事業者

- (1) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業を経営する者（香川県離島航路運営費等補助金などの欠損額の補助を受けている者並びに国及び地方公共団体を除く。）で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有する者
- (2) 交付申請時に(1)に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと
- (3) 県税を滞納していない者

3 助成額及び船員の要件等

(1) 助成額

助成額は、助成対象事業者が、助成金の交付を受けようとする会計年度において、雇用した船員の育成を完了した人数に応じて算定します。

種別	助成額	上限額
甲板部・無線部	1 人当たり 12 万円以内 (月額 4 万円、支給月数 3 か月以内)	一事業者の助成額は、一会計年度当たり 42 万円を上限とする。
機関部	1 人当たり 30 万円以内 (月額 5 万円、支給月数 6 か月以内)	

※ 一事業者当たりの助成上限額の範囲内であれば、助成種別を任意に組み合わせて申請すること及び同一の助成種別において複数回にわたり申請を行うことができるものとする。

※ 支給月数は育成期間とし、雇入日を起算日とする。甲板部・無線部の船員は 3 月、機関部の船員は 6 月を経過した日をもって育成を完了したものとする。

(2) 船員の要件

助成金交付事業の対象となる船員は次の要件をすべて満たす者としします。

- ① 一般定期航路事業において雇用される者であること。ただし、主として期間に限りを受けて運航される航路事業において雇用される者は対象外とする。
- ② 雇入日時時点で満 45 歳以上であり、船員未経験の者であること。
- ③ 週 20 時間以上の期限の定めのない雇用契約に基づいて就業している者であること。

④育成を完了した日から起算して6月（雇用された日から起算して、甲板部・無線部の船員は9月、機関部の船員は1年）を経過した日において、継続して雇用され、かつ、雇用時と同じ部の船員として乗船する者であること。

※ ①から③を満たす船員の育成完了後、申請により助成金を交付します。

※ 令和8年度の助成金交付事業の対象となる船員は、令和8年4月1日以降、新たに雇用された者で、かつ、令和9年3月31日までに育成が完了した者に限ります。

4 申請手続き

種別に応じた船員の育成が完了した後に、香川県電子申請・届出システムにより、交付申請をしてください。育成する船員が複数ある場合は、育成が完了したものから順に申請可能です。

○申請の受付期間

令和8年8月18日（火）から令和9年3月19日（金）まで

※令和9年3月20日～31日の間に育成が完了する場合については、育成の完了を待たず、上記期間内に申請を行ってください。

○受付方法

香川県電子申請・届出システムでの申請受付を予定しています。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14250

○申請に必要な書類及び提出方法

申請書類	提出方法
・交付申請書（様式第1号） ・事業を営んでいることを証する書類 （許可証のコピー等）	電子申請
・誓約書（原本に限る） ・申請日の直近1か月以内に発行された県税の納税証明書（原本に限る）	郵送※

※誓約書及び県税の納税証明書の原本は、「10 問い合わせ先」まで郵送してください。

○ダウンロード

交付申請書、誓約書等の様式は、県のホームページ（ページID：62981）からダウンロードしてください。

（URL）https://www.pref.kagawa.lg.jp/kotsu/kotsu/topics/r8_sailor.html

5 交付決定

県は提出された助成金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）を送付します。

6 実績報告

県からの交付決定を受けた後、交付決定日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 31 日までの、どちらか早い日までに実績報告書（様式第 5 号）を提出してください。

実績報告の際に、雇用し育成した船員の氏名、生年月日、雇入日、船員経験の有無等を証する書類（給与支払簿、船員手帳の写し等）を提出していただきます。

7 助成金の交付

助成金の支払いは、実績報告書に基づき、内容の審査等により交付すべき助成金の額を確定した後、請求書を提出していただく必要があります。

8 状況報告

船員の育成が完了した日から起算して 6 月（雇用された日から起算して、甲板部・無線部の船員は 9 月、機関部の船員は 1 年）を経過した日から 30 日以内に、状況報告書（様式第 4 号）を提出してください。

「継続して雇用され、かつ、雇用時と同じ部の船員として乗船する者であること」が確認できない場合は、助成金の交付決定を取り消し、助成金を返還いただくこととなります。

9 注意事項

事業の実施に当たっては、助成金交付要綱を十分ご確認ください。

10 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10 香川県庁舎東館 5 階

香川県交流推進部交通政策課総務・企画グループ

TEL:087-832-3135

FAX:087-831-9606

e-mail:kotsu@pref.kagawa.lg.jp